

四国地区小中学校教頭会会則

第一章 名称及び事務局

第1条 この会は、四国地区小中学校教頭会と称する。

第2条 この会の事務局は、会長在任の県におく。

第二章 目的及び活動

第3条 この会は、四国地区小中学校教頭会相互の連絡提携と会員の資質向上をはかり、四国地区教育の振興と学校運営の合理化につとめる。

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各県教頭会の情報交換と連絡調整
2. 研究大会の開催
3. 教育振興のための調査広報活動
4. 教頭職の勤務待遇改善
5. その他本会の目的達成のための事業

第三章 組織及び役員

第5条 この会は、四国地区各県の小中学校教頭会をもって組織する。

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | | |
|--------|-----|--------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 当番県で選出し、全公教副会長を兼任。 |
| 2. 副会長 | 3名 | 当番県以外各県1名 |
| 3. 理事 | 若干名 | 当分の間各県2名 |
| 4. 庶務 | 2名 | 会長が委嘱 |
| 5. 会計 | 1名 | 会長が委嘱 |
| 6. 監事 | 2名 | 会長が委嘱 |

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成する。
4. 庶務は事務を整理し、庶務に関する業務を執行する。
5. 会計は会計を整理し、経理に関する業務を執行する。
6. 監事は会計を監査する。

第8条 役員の仕事は1か年とするが、再任は妨げない。補充役員の仕事は前任者の残存期間とする。

第四章 会 議

第9条 この会に、次の機関を置き会長が招集する。

1. 理事会
2. 代議員会

第10条 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、必要に応じ会を開き運営について企画立案する。

第11条 代議員会は、年1回以上開催し、会則の改廃、役員の承認、会務及び決算報告、事業計画並びに予算の承認、その他重要事項を審議決定する。

第12条 代議員会は、各県選出の6名（24名）で構成し、委任を含め3分の2以上の出席者があれば成立する。

第13条 代議員会は、出席者の過半数の同意があれば決議する。可否同数の場合は議長が決定する。

第14条 この会は、必要に応じ専門部を設置して、会務を分掌することができる。

第五章 会 計

第15条 この会の経費は、各県教頭会の負担金及びその他の収入をもってあてる。

第16条 各県教頭会の負担金は、次の通りとする。
各県教頭会均等割 年額 20,000円

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第六章 研 究 大 会

第18条 研究大会の開催については、大会に必要な専門部を設け企画立案し実施する。

第七章 諸 表 簿

第19条 この会に、役員名簿・会計簿・議事録その他運営に必要な簿冊を備え、当番県へ引き継ぎをする。

付 則

第20条 この会則は、昭和59年4月1日より実施する。

平成4年4月1日	一部改正
平成6年9月3日	一部改正
平成13年6月9日	一部改正
平成30年6月23日	一部改正